3の表を次のように改める。

3　以西底びき網漁業に係る漁獲成績報告書

以西底びき網漁業漁獲成績報告書

農林水産大臣　殿

住　所

氏名又は名称　㊞

管轄都道府県名	

船舶	許可番号	船名	総トン数	馬力数	乗組員数
主	号		トン	KW	人
従	号		トン	KW	人

陸揚港		航海期間		航海日数	操業日数	漁法
港	kg	出港日	年　月　日			
港	kg	入港日	年　月　日	日	日	

報告年月日	年　月　日
船長名	㊞
報告書取扱責任者名	

操業月日		漁区	ひき網回数	魚種別漁獲量（kg）	漁獲量計(kg)
月	日				
合計					

官庁報告

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月８日公表）の一部を平成25年５月29日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成25年６月13日　　農林水産大臣　林　芳正

第３の４を次のように改める。

4　第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年７月～平成26年６月	338,000
2	すけとうだら	平成25年４月～平成26年３月	256,000
3	まあじ	平成25年１月～12月	204,000
4	まいわし	平成25年１月～12月	360,000
5	まさば及びごまさば	平成25年７月～平成26年６月	701,000
6	するめいか	平成25年１月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年７月～平成26年６月	5,273

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

第４の２を次のように改める。

2　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	159,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000